

セクシュアルハラスメントによる精神障害の 労災請求に関する相談窓口について

長崎労働局では、平成24年8月から職場におけるセクシュアルハラスメントによる精神障害に関して労災請求相談窓口を開設しました。

相談は臨床心理士の資格を有する専門の女性調査員が応じます。

プライバシーは厳守しますので、お気軽にご相談ください。

【対象となる方】

職場でセクシュアルハラスメント等を受けられたご本人

【相談日時・場所】

相談日時：毎週水曜日の午前9時から午前11時まで

相談場所：長崎労働局労災補償課
長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階

ご相談は予約制となります。必ず事前にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

長崎労働局労働基準部労災補償課
電話 095(801)0012(直通)
(受付時間 平日 午前9時から午後5時まで)